

令和4年 第4回

武蔵野市教育委員会定例会

令和4年4月6日

於 412会議室

武蔵野市教育委員会

令和4年第4回武蔵野市教育委員会定例会

○令和4年4月6日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	高 橋 和
委 員	渡 邊 一 衛	委 員	清 水 健 一
委 員	井 口 大 也		

○事務局出席者

教 育 部 長	樋 爪 泰 平	教育企画課長	牛 込 秀 明
教育企画課 学校施設課 担当課長	西 館 知 宏	指 導 課 長	村 松 良 臣
統括指導主事	高 丸 一 哉	教育支援課長	祐 成 将 晴
教育支援課 教育相談支援 担当課長	勝 又 玲 子	生涯学習 スポーツ課長 (兼武蔵野ふ るさと歴史館 担当課長)	長 坂 征
生涯学習 スポーツ推進 担当課長	茂 木 孝 雄	教育支援課 教育相談支援 担当課長	勝 又 玲 子

○日 程

1. 開会の辞
2. 事務局報告
3. 議 案
議案第10号 武蔵野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
議案第11号 武蔵野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
4. 協議事項
(1) 令和4年度教育委員会各課の主要事業について
5. 報告事項

- (1) 令和4年度武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分について
- (2) 令和4年度武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分について
- (3) 武蔵野市社会教育委員の委嘱に係る専決処分について
- (4) 武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分について
- (5) 武蔵野市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処分について
- (6) 武蔵野市教育委員会部課に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分について
- (7) 武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令に係る専決処分について
- (8) 武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令に係る専決処分について
- (9) 市立小学校及び中学校水泳指導補助員配置要綱の制定について
- (10) 武蔵野市就学援助奨励費支給要綱の一部改正について
- (11) 特別支援教育就学奨励費補助事業実施要領の一部改正について
- (12) 武蔵野市通級判定委員会設置要綱の一部改正について
- (13) 武蔵野市図書館条例施行規則の一部改正にかかる専決処分について
- (14) 武蔵野市立図書館事務員等取扱要綱の一部改正について
- (15) 武蔵野市図書館運営委員会設置要綱及び武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱の廃止について
- (16) 第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画・基本設計等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について
- (17) 武蔵野地域自由大学称号記授与式について

6. その他

開会に先立ち、清水委員の再任の挨拶、高橋委員と井口委員による教育長職務代理者の新旧挨拶が行われた。

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから令和4年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、渡邊委員、高橋委員、私、竹内の、以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

これより議事に入ります。

◎事務局報告

○竹内教育長 事務局報告に入ります。

教育部長、報告をお願いします。

○樋爪教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について、ご報告をさせていただきます。

まず、議会に関することでございます。

文教委員会が3月5日に開催されました。教育委員会関連では、2件の議案と2件の行政報告がございましたので、ご報告します。

1件目の議案は武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例についてで、原案のとおり可決をされました。主な質疑としましては、条例改正の目的は何かというお尋ねには、登録文化財制度を設けて、指定文化財よりも間口を広げて、本市の歴史的・文化的なものを市民の方々に広く知っていただくことを目的としていると、お答えをしております。また、対象となる文化財はどのように登録するのかというお尋ねには、まず、歴

史館の学芸員が調査をした上で専門家に相談し、文化財保護委員の会議で意見をいただいた上で教育委員会に諮るという仕組みについて、お答えをしております。

2件目の議案は武蔵野市図書館条例の一部を改正する条例で、原案のとおり可決をされました。主な質疑としましては、条例に定められた協議会はどのようなことを協議するのかというお尋ねには、図書館の事業や図書館基本計画に掲げている課題について協議をいただくと、お答えをしております。また、この条例であえて協議会を設置した理由は何かというお尋ねには、昨年度、図書館の運営方針を定めたことを踏まえて、運営における民主性や公共性を高めていくためと、お答えをしております。

続いて、行政報告の1件目は、学級編成の標準の引下げに伴う関前南小学校増築等建設工事基本計画についてございました。主な質疑としましては、増築校舎を西側にずらすということについて市民の皆様の反応はどうだったのかというお尋ねには、校庭への影響はあるものの、地域のイベントの際に使うスペースが確保されるため、これについては肯定的に受け止められているということ。それから、工事車両はどのように出入りするのかというお尋ねには、南門から入って敷地の東側に回っていく想定をしているというお答えをしております。

次に、行政報告の2件目として、第二期武蔵野スポーツ推進計画についてございました。主な質疑としまして、総合体育館の大規模改修の実施時期について、当初の令和6年度からの予定を令和8年度からの後ろ倒しにしたのはなぜかというお尋ねについては、市の公共施設等総合管理計画の中で他の施設の優先度の関係で後ろ倒しになったということをお答えをしております。また、プールの整備について、屋外プールは廃止の方向なのかというお尋ねには、今回のスポーツ推進計画においては廃止の方向性を出しましたが、市の第六期長期計画・調整計画の中で改めて議論いただくとお答えをしております。また、学校については、改築に当たりプールはどのように計画しているのかという関連したお尋ねがありまして、敷地面積に課題のある小学校、特に第五小学校、井之頭小学校については令和4年度より改築の検討を開始することから、学校教育の中でのプールの在り方や敷地面積の観点から議論していきたいというお答えをしております。

次に、3月14日から予算特別委員会が開かれました。教育費は3月23日に審査が行われましたので、代表的な質疑をご紹介します。

まず、不登校対策について、学校に配置している家庭と子どもの支援員について、今

後どのように拡充するのかというお尋ねには、従来の全校における配置に加えて、令和4年度は3校に常駐型の支援員を新たに配置するという事をお答えしております。

次に、学校改築に当たり小・中学校の統廃合の可能性について議論が必要ではないかというお尋ねには、現時点で統廃合の計画はないが、今後の児童・生徒推計、新型コロナウイルス感染症の影響もしっかり見ながら考えていきたいというお答えをしております。

次に、オンライン授業の導入実施状況に関するお尋ねにつきましては、オンライン授業を学級閉鎖時の家庭学習支援の方法として捉えており、通常の授業で主体的・対話的で深い学びを実施する上では、双方向のやり取りを行うオンライン授業を常時併用するという事は困難であるというお答えをしております。

次に、コロナ予防のため登校しないケースを出席扱いにできないのかというお尋ねについては、国からの通知に基づきまして、不登校については一定の要件の下、出席扱いは可能ですが、感染予防で登校しないことは不登校には該当しないため、出席扱いという形にはできず、出席しなくてもよい日として認め、指導要録上は「出席停止・忌引等」という形で取り扱っているという事をお答えをしております。

次に、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の件数や感染予防のため登校しない児童・生徒数が学校により差が見られるというお尋ねについては、担当課長より、在籍する児童・生徒の多い学校ほど学級閉鎖の件数や登校しない児童・生徒が数としては多く出ると、そういう傾向があるという事をお答えをしております。

次に、教員の多忙化解消の観点から、在校時間はどのような状況になっているのかというお尋ねにつきましては、タイムレコーダーの導入により教員の意識も高まっているという事、また、校長に対しては、校内の役割分担を必要に応じて見直すよう指導しているという事をお答えをしております。

次に、給食費について、今の物価上昇の状況下で値上げはしないのかというお尋ねについては、現在の給食費の中で栄養価を下げずに献立上の工夫により対応していくというお答えをしております。

次に、男女混合名簿について、議会での陳情が意見付採択になったことを受けて、来年度はどのようにするのかというお尋ねにつきましては、来年度から全校で男女混合名簿を採用する予定であるというお答えをしております。

次に、現在、市で検討している子どもの権利条例について、学校の先生にはどのよう

に周知していくのかというお尋ねには、指導課としても資料を作成しながら、校長会等を通じて情報提供、情報共有をしていきたいということをお答えしております。

議会に関しては以上でございます。

次に、市内の学校の状況についてご報告をいたします。

小・中学校の卒業式については、感染症予防の観点から十分な対策を講じた上で挙行いたしました。参加者は原則として卒業生とその保護者2名まで、教職員、来賓は地域関係者のみとし、また、内容も精選して実施をいたしました。今年度は、教育委員の皆様、事務局職員が参列し、教育委員会告示を行いました。卒業式では、子どもたちはいい緊張感を持って落ち着いて臨み、式終了後には立派な姿で堂々としていたと聞いております。

また、本日午前中には小学校の入学式がございました。入学式も参加者を限定して実施しております。また、教育委員の皆様、事務局職員が参列し、お祝いの言葉を伝えることができました。厳かさも和やかさもあり、無事に入学式が実施されたと聞いております。

なお、明日7日には中学校の入学式が予定されています。教育委員の皆様におかれましてはご参列のほど、どうぞよろしく願いいたします。

次に、市立中学校の卒業生の進路状況でございますが、3月31日現在、卒業生631名のうち、46.6%、294名が都立高校への進学、42.9%、271名が都内私立高校に進学をしました。

次に、新学期当初の学校の予定ですが、各学校では保護者会を持ち、校長の学校経営方針や、学年や学級の目標、教科ごとの指導計画などを、保護者にお伝えをします。

学習者用コンピュータについては、小・中学校ともに、卒業生が使っていた学習者用コンピュータを新1年生が使用する想定で準備をしています。

最後に、武蔵野地域自由大学学長の西尾勝先生が去る3月22日に逝去されました。83歳でした。西尾先生は、地方分権を唱えて国や地方の行政制度改革に大きな役割を果たされました、また、本市の長期計画の策定や自治基本条例の制定にも多大なご尽力をいただきました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

以上で事務局報告は終わります。

○竹内教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

◎議案第10号 武蔵野市立学校の学校徴収金事務取扱規程

○竹内教育長 それでは、次に議案に入ります。

議案第10号 武蔵野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。
説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 議案第10号 武蔵野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。

こちらは、昨年度行った条例・規則の総点検を踏まえて改正するものでございます。

具体的には、第25条、請願の手續について、請願法の趣旨に沿ったものにする、また、第26条を、従来押印を求めておったんですけれども、こちら、署名をいただければ、押印については省略できるというものに改正します。

その他については、点検による文言の修正という改正でございます。

説明については以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 改正後というところを見ますと、表面から「請願」という言葉がずっと始まって、裏面のほうに行きますけれども、30条の2になりますと、「委員会に陳情しようとするものは」ということで、ここで「陳情」という言葉が出てきます。請願についてはここまで説明がされているわけですが、ここから出てくる陳情は、請願との違いをあえて残しているという意味合いで、この言葉、文言を使っているのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○竹内教育長 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 請願については請願法の趣旨に沿った改正を行ったところですが、従来規定していた陳情については、これはそのまま残しておくということで対応しております。

○竹内教育長 よろしいですか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 そうなりますと、提出しようとする方が請願書という形であろうが陳情書という形であろうが、それはどちらも請願として捉えていくという解釈で、見出しが陳情書という形で提出されても、請願と同じように扱うという解釈で合っていますでしょうか。

か。

○竹内教育長 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 扱いについては同じ扱いにできるということでございます。

以上です。

○樋爪教育部長 ちょっと補足をします。

○竹内教育長 教育部長。

○樋爪教育部長 提出される方には、この2つがありますので、どちらにしますかという
ようなことをお聞きしながらお受けしていくことになると思います。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第10号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第10号 武蔵野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案
のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案を事務局提案のとおりと決定させていただきます。

◎議案第11号 武蔵野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

○竹内教育長 次に、議案第11号 武蔵野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規
則を議題とします。

説明をお願いします。武蔵野ふるさと歴史館担当課長。

○長坂武蔵野ふるさと歴史館担当課長 それでは、議案第11号の武蔵野市文化財保護条例
施行規則の一部改正案について、ご説明いたします。

改正理由につきましては、令和4年3月18日付で公布されました武蔵野市文化財保護
条例の改正に伴い、所要の改正を行います。

改正の内容としましては、武蔵野市登録文化財制度の導入に伴い、文言・様式等を改
正いたします。主な改正のポイントは記載のとおりでございます。

まず初めに、現行規則に登録文化財を追加するための字句の改正でございます。

①に記載のあるように、「指定又は登録」のように登録の文言を追加いたします。

また、武蔵野市指定文化財を武蔵野市指定文化財等に改正いたします。

また、(2)で、現行様式に登録文化財を追加するための字句の改正を行います。

①で、様式の名称等の変更でございます。例えば「武蔵野市指定文化財指定同意書」から「同意書」に変更、様式第1号ですね。または、「指定文化財指定解除通知書」から「解除通知書」に変更いたします。

②で、登録文化財を登録した際に所有者へ交付する「登録書」(第3号様式)の追加を行うものでございます。

最後に、上記1、2の改正に伴います条の繰上げ等を行います。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第11号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第11号 武蔵野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎協議事項

○竹内教育長 次に、協議事項に入ります。

協議事項1、令和4年度教育委員会各課の主要事業についてを議題といたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 協議事項1、令和4年度教育委員会各課の主要事業について、説明をいたします。

資料につきましては、事前にご覧をいただいているかと思っておりますので、事務局からの説明は全般的なものにとどめます。

まず、資料の1枚目をご覧いただきたいと思います。

教育委員会では、年度当初に主要事業を定め、その後、四半期ごとに進捗管理を行っ

ています。本日は、進捗管理の対象となる主要事業について協議をいただきます。

こちらの1枚目の資料では、教育委員会の基本方針と個別計画の重点的な取組との関連状況を表としてまとめたものでございます。個別計画の進捗管理につきましても、この主要事業の進捗管理の中でやっていこうというものでございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に、資料も含めてですね、質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 まとめて全部ということでお話をしたいと思います。

まず、事業4「武蔵野市民科の実施」というところですが、設定目標の③で「各学校で単元の指導計画を見直すとともに」というところがあるわけですが、より良い指導計画をつくっていくということは非常に大切だと思います。より良い市民科、市民科の充実につながるように、この見直しの視点として、一つの提案という形で聞いていただければと思うんですけども、どの学びが自立に関わっていくことなのかとか、あるいは協働に関わっていくものなのかとか、社会参画に関わっていくものなのかということを、学校の先生たちがしっかりと認識して指導できるように、指導計画にこれらを明記していくことも一つ方法としてあるのかなと思いました。なので、これはこういう形で指導計画をみんなで共有していくということが大事だと思っています。

それから、事業5「言語能力の育成」ということで、国語科の3領域の中で、聞く・話す、書く、読むというのがあるわけですが、正しい文字を書くということ、学校教育の中で大事にしていっていただきたいなと思っています。今は、学習者用コンピュータがあって、文字入力はかなりできるんですけども、国語の力をしっかり義務教育で身につけさせるためにも、国語科はもちろんのこと、手で書くということ、正しい漢字を書く、平仮名を書くということ、正しい文章を書くということを大事にする教育を武蔵野市では進めていただきたいなと思います。

それから、事業6「学習者用コンピュータを活用した学びの推進」というところです。5ページに書いてあるほうの設定目標ですが、文末が、②番「整理する」、③番は「検討する」と書いてあります。整理した後、検討した後、どう進めていくかというところ、これがとても大事だと思います。この整理したものをどう実践に生かしていったのか、その結果どんなことが変わっていったのかというようなことが、これから進め

ていく上で明らかになっていくようにしていただきたいなと思います。

それから、事業7になります。主体的・対話的で深い学びを、先生たちがどう捉えているのか、すごく私は知りたいなと思っています。これを先生たちがそれぞればらばらに、自己流に捉えているとすると、主体的・対話的で深い学びが進んでいかないだろうと。だから、このところをきちんと言葉で踏まえていけるようにしていくということが大事だと思うんですね。私がよく表現するのが、児童・生徒がよく考え、考えたことを伝え合い学び合う学習活動を先生がプロデュースしていくということ。主体的・対話的で深い学びを進めていくために、先生がこのプロデュースするという力をつけていくこと、これがやはり大事なんだと。授業の中で児童・生徒が伝え合い学び合い、深まっていくような、そういう学習をするために、いろいろな先生が言葉で投げかけをするんですけども、その言葉とか取上げ方とか、そういったことの授業の中での先生の子どもたちへのアプローチ、これをきちんと先生方に研究し身につけていっていただきたいなと思っています。令和3年度に3校は研究をしました。年度末の教育委員会の中でも、この3校の研究発表の成果を発信するというお話をしていただいていますので、これをぜひ進めていただきたい。進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びというのは先生方が力を高めていくことで実現可能なんですよというところを大事にしてください、そして、それが分かりやすく先生たちに伝わるように資料を作っていただけると大変いいと思っています。

それから、事業8です。学校・家庭・地域が連携・協働するということですが、設定目標の①に「持続可能な実効性のある体制の方向性を見定める」とあります。とても大事ななと思いました。教員の働き方改革はその次の事業9にあるんですけども、これと併せて考えていかなければなりません。どんどんここで盛り込んでいくと、先生たちには、かなり厳しい状況が生まれてくるなと思いますので、これが実行可能で、そして、みんなが苦しくない、みんなにとってウィン・ウィンの、そういうような取組になるように進めていっていただきたいなと思います。これもお願いします。

それから、事業10になりますけれども、特別支援教育です。今年度の課題のところ、①真ん中辺に「交流及び共同学習をより充実する」とあります。下の設定目標のほうの①は、おしまいのほうに機会を充実するって書いてあるんですね。これはニュアンスが違って、機会の充実ということになると、例えば時間数増やすとか回数増やすとかというふうにも取れるので、このところで大事なものは、この交流・共同学習が内容的によ

り充実していくという方向性だろうと思うんですね。だから、回数を増やすという逆
に特別支援教育のほうに圧迫されてしまうので、そのところを誤解なきように、こ
この表現変えたほうがいいのかと思いました。

先ほど、教育部長のお話にもあったんですけども、事業11の家庭と子どもの支援員
について、常駐型の配置3校というお話があったんですけども、これはとてもいいと
思います。なかなか全校には、広げるのは難しいかなと思うんですけども、今進めて
いること、それから、常駐型になってこれからやれることというようなことで、学校は
かなり期待をして、子どもたちがみんな安心して学校に来られるようにというようなこ
とで今取り組んでいる最中だと聞いておりますので、ぜひこの成果をまたみんなで共有
をして、そして、全校に広げていけるようでしたら、ぜひそういう方向でお願いをした
いなと思っています。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 様々のご提案またご指摘、ありがとうございます。

まず、武蔵野市民科の実施についての見直しの視点というところでございますけれど
も、委員ご指摘のとおり、自立、協働、社会参画、どこに当たっていくのか。また、今
の手引きについて、マトリックスで細かく資質・能力を分けているわけですが、
昨年度の境南小学校の研究発表も含めて、この自立、協働、社会参画についてのそれぞ
れの能力というのはどういうふうに通じていくのかということ、見直しの視点として
挙げていきたいと思っておりますし、手引きの改訂のほうも、その視点も大事にしながら行っ
てまいります。

続きまして、言語能力の育成の点につきまして、手で書くことの大事さ、正しい文字
を書くことについて。ここにつきましては、学習者用コンピュータで全てができるとい
うことではなく、学習者用コンピュータの適切かつ効果的な活用方法と大きく関わって
くると思っておりますので、そのあたりを見定めながら、しっかりと取り組んでまいり
たいと考えております。

学習者用コンピュータの活用した学びの推進につきましては、②の「整理する」とあ
りますけれども、3年間の試行事業の中で指針を定めるとありますので、この2年目は
整理をして、そこに対応した、しっかりと指針の具体策を考えていきたいと考えており
ます。

また、デジタル・シティズンシップ教育については、現在計画を検討しているところ

でございますけれども、実施しながら見直しを図って、また指針に合わせて、しっかりとした指導計画を作成していきたいと考えております。

事業7の点につきましては、委員ご指摘のとおりというところで考えていきたいと思っておりますし、教えるというティーチではなくて、先ほど、委員おっしゃったプロデュースであるとか、様々な言葉があると思っておりますので、そういう立場になってくるという、変わってきているということが明確になるように、現在、資料のほうも案を作成しておりますので、併せて取り組んでまいります。

最後、学校・家庭・地域の協働体制検討委員会につきましては、先ほど、委員も触れただけでございますけれども、先生いきいきプロジェクト2.0の新規事業にこの学校・家庭・地域の協働体制も入れてありますので、併せて考えてまいります。

以上です。

○竹内教育長 教育支援課長。

○祐成教育支援課長 事業10の交流・共同学習ですけれども、委員おっしゃるとおり、時間数というよりは、各学校でいいことやっていますので、それを皆さんで共有して、それぞれの学校でも取り入れていくということを、こちらとしても思いがありますので、その辺は、それが分かるように変更したいと思っております。

また、事業11の不登校児童や生徒の支援の充実の中で、家庭と子どもの支援員の常駐型ですけれども、今回3校に配置をしますが、3校だけでよいとは思っておりません。やはり成果が求められると思います。常駐していることによって来られる子が増えたとか、そういうような成果をこちらとしても確認をして、各学校に共有をして、できれば広げていきたいなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○竹内教育長 よろしいですか。

○清水委員 どうもありがとうございます。期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 清水委員からかなり根本的な内容でご提案いただきました。

私は、細かい点で意見と感想を述べたいと思います。

まず、事業の5の今年度の課題の①、学校図書館サポーター。これは何回もこの席で申し上げているとおり、子どもたちが読書の基底をつくるとか、こういう資料を使って

こういう学びができるということをご指導できるような方を積極的に、研修も含めて、能力を高めていただきたいと思います。度々、清水委員からもこの委員会でお話が出ますが、学校によって随分格差があるように思うのです。ですから、その辺のところをぜひ充実させていただくといいことと、図書館との連携もしっかりやっていただけるといいと思っています。

今年度の課題②ですけれども、「すべての基盤となる」というところは、これは、「すべての学びの基盤となる」なのですね。上の表現はそうなっているので、追加しておくといいと思います。

次に、事業7の設定目標②で、様々な研究発表に参加したりすることを奨励するという形になっています。これは、非常にいいと思うのです。ただ、予算と時間の関係があつて、それからまた働き方改革の関係もあつて、どれだけ教員の方が参加できるようになるか。とても期待はしていますが、やはり能力を高めるという観点で、ぜひぜひ推奨されるといいと思います。多分これは、校長先生と副校長先生が決めていくことだと思うので、その辺のご指導をよろしくお願いしたいと思います。自主的にこういう学びがしたいという方が増えると能力も高まる。自分から能力を高めていく力を先生方にも蓄えていただけるといいと思いました。

事業の8の設定目標の①の一番初めのところですが、検討委員会における「協議を共有し」と書いてあるのですが、「協議を共有し」とは、一緒になって協議を行うことなのか、協議内容を共有することなのか。この辺、明確でないと思います。内容を明確にする文言を付け加えていただけるといいと思いました。推測はいけないのですが、委員会において協議を行った、その結果内容を共有しということであると、勝手に解釈しましたが、その辺、もう少し丁寧に記述していただけるといいと思いました。

事業11の設定目標の①「スクールソーシャルワーカーが学校と連携を深めることにより」で、スクールソーシャルワーカーと学校との連携ということだとしたら、「との連携」ではないでしょうか。どちらが主体となるのか。スクールソーシャルワーカーが自分から、自ら学校との連携を深めるのか。あるいは、お互いにその連携を深めていくのか。そこをもう少し明確に表現されるといいと思います。

事業12の設定目標の①は、市公式のLINEで情報発信していただくとあります。大変いいことだと思うのです。そうすると、市のLINEの担当者がいらっしゃると思うので、そことの連携はまた深まるようになると思います。それで、LINE等々いろいろ

るな情報が市民の方に届くわけですけれども、ぱっと見てほしい情報がすぐ出てくるような、うまい検索ができるといいと感じました。

事業13の設定目標の②ですけれども、「身体を動かす楽しさを身近な場所で体感できるよう、アウトリーチを検討する」とあります。割と一般的になっているのかどうか分からないのですが、「アウトリーチ」という言葉は、いろいろな場面で様々な使い方がされているように思うのです。例えば福祉では、アウトリーチと言って手助けをしてあげるとか支援してあげるとか、そういう意味ですし、学習のほうですと、何か学習意欲を持っていない人たちに学習機会を与え、学習に対する要求や行動を誘発しようとする活動と出てくるのです。「アウトリーチ」と一言で書いたのですけれども、もう少し内容を明確にすると、具体的にやっていく目標としては明確になると思うので、どの辺までのアウトリーチをするのか、もう少し明確にさせていただけるといいと思いました。

事業の16で、これは非常にいいと思ったので、設定目標の②で、いろいろな資料の公開を行うということで、すばらしいと思います。かなり準備が大変なのかもしれませんが、どのくらいまで進んでいるのかわかりませんが、大変期待しております。これも検索しやすいような形で、ぜひ公開ができるといいと思います。

最後ですけれども、事業の17、設定目標の②で、文化生涯学習事業団との派遣研修を継続実施する。多分、今行っているものを、ずっと続けてやるということですが、お互いに、こちらから向こうに行ったり、向こうからこちらへ来たり、相互の関係だと思えるのです。その辺ももう少し明確に、「相互に派遣研修を継続実施する」とか、そのように書いておいていただけると、より明確になると思いますので、具体的に分かるようにしておいていただけるといいと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 ありがとうございます。

文言の足りないところについて、ご指摘いただいたところは追加したいと考えております。

その中でも、ご指摘いただいた事業7の設定目標②の部分でございますけれども、予算については、令和4年度少額ではございますけれども、確保しておりますので、それを学校に配分しながら、先生方が自ら学べるよう、こちらから設定した研修ではなくて、自分たちが研修に参加したいという、その意欲を喚起するというのを大事にしていき

たいと考えております。

以上でございます。

○竹内教育長 教育支援課長。

○祐成教育支援課長 事業11の件、スクールソーシャルワーカーの件ですけれども、学校がお互いに連携を深めていかないといけないと考えておりますので、その辺、分かりやすい文言に変更したいと思います。ありがとうございます。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 事業12と事業15の検索性につきましては、検索性が高まるようなものに上げていきたいと思っております。

事業13のアウトリーチですが、今検討している内容が、施設に通所されている方々向けに、そこの行き慣れた場所に、例えばスポーツ推進委員の方が足を運んで、そこで運動を実施していただくというようなことを検討していきたいと考えておりますので、より分かりやすく明確に書き換えたいと思います。

○竹内教育長 教育部長。

○樋爪教育部長 事業17、事業団との派遣研修につきましては、相互になりますので、そこはしっかり分かるような形で掲出をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○渡邊委員 どうぞよろしく。

○竹内教育長 ほか、よろしいでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今年度の主要事業の中で、一番上の部分ですけれども、事業の実施に当たっては、「子どもの最善の利益を第一に考え適切に対応する」というところで、心強い文言が定められておまして、安心しているところです。

具体的には、事業2の「学校改築の計画的な推進」というところですが、今年度の課題の②、夏休み期間中に旧校舎から仮設校舎へ引っ越しを行い、2学期から解体工事ということで、2学期になりますと授業を行っている中で解体工事、騒音、授業への影響みたいなものは最大限配慮していただきたいと思います。さらに、第五小学校や井之頭小学校もですけれども、校庭が使えない期間が出てくる。それに対する体育の授業など、どのような形で考えていくのかということを早い段階で具体的に広報・周知していただけると、不安感が拭えると思いました。

次は事業6、学習者用コンピュータですけれども、試行期間2年目に入るわけですが、私たちが実際手にして、一定期間見させてもらいましたけれども、カメラ機能を使うには、ちょっと工夫すれば撮りやすくなるのが体感できたところです。また、先月の定例会では、いじめなどの相談窓口をトップ画面または見やすい場所に移していただければ、本当に困ったときはこれをタップすれば表示できるのではなかろうかというところで、内部のほうにあるということで説明がありました。2年目になり、保護者の中からも意見がだんだん届いているところです。いろんな機能を使ってみて、「トライ・アンド・エラー」という言葉が出てきたところです。学級閉鎖などのときに学習者用コンピュータは、ウェートを占めているという説明であったわけですが、国語ですと教科書は縦書きなんですけれども、学習者用コンピュータは縦書きの機能が使いづらいのか、または表示されないのか。先ほど申しましたトライ・アンド・エラーというところで、縦書き機能を使うとこのような良さがある、または、縦書き機能を使う必要がなかったと、一回トライをされてみていいんじゃないでしょうか。これによってまた学習者用コンピュータが使える領域が広く増えていけばより良くなると思います。さらに、研究、検討を進めていただけたらありがたいと思っています。

次は、事業9「学校における働き方改革の推進」の中で、今年度の課題の②、持続可能な部活動の在り方についてなんですけれども、この学習者用コンピュータを全児童・生徒に配布して使っていることによって、数少ない文科系の部活の一つであるコンピュータ部が廃部になってしまう、またはしまいかねないというような声が聞かれています。運動が得意な子は部活動としてそちらの方向で進んでいけばいいですけれども、文化系の部活では、得意を伸ばすという部分からも、コンピュータ部を存続できないものだろうかという声が上がってきておりますので、ここでお話をさせていただきました。

次は、事業11の設定目標の②に関連して、ここにはクレスコーレやチャレンジルームという具体名が出ておりますけれども、これは地域に住んでいる住民も、不登校というのはとても気にかけている部分がありますので、地域も巻き込んだような動きも少し視野の中に入れていただけると、全体的にみんなで何とかそこに手だてをしていこうという機運につながるのかなと思ったところです。

次は、事業名14、体育施設になりますけれども、武蔵野市の屋外プールは、10円のプールがずっと歴史があって、とっても知名度があります。武蔵野の屋外プールは10円なんだというのがずっと传承されてきているわけです。今回、この屋外プールが今後どう

なっていくか、なくなるかもしれないとかというお話も進んでおるところですけれども、ぜひこの歴史の10円のプールは、夏休み期間限定でも、小・中学生のみでも、維持できるような形で考えていただく方向に進めたらいいと感じているところです。

次は、事業名16、文化財の指定なんですけれども、施設の趣旨・概要で「中島飛行機関連事業」と書いておるんですが、今年度の課題や設定目標には特にこの「中島飛行機」という文言が現れてきていないんですが、「関連事業として」というところで大きく捉えた課題と目標なのか、それとも、これは趣旨・概要にとどめておいて、実際今年度では、この中島飛行機、直接的にはそこには関わらないような方向性で考えていらっしゃるのか。その辺について知りたいなと思ったところです。

以上になります。

○竹内教育長 学校施設整備担当課長。

○西館学校施設担当課長 2点ご質問いただきました。

まず、1点目の第一中学校と第五中学校の解体工事の騒音対策の件でございますが、まず、解体工事をしている側の対策といたしましては、防音パネル、それから低騒音型の重機の使用ということを考えております。また、仮設校舎の側につきましては、防音性のあるサッシを取り入れておりますので、お互いに音については配慮をした形で検討しているところでございます。

2点目の第五小学校、井之頭小学校の改築中の件でございますが、令和7、8、9で今実施する予定でありますが、第五小、井之頭小の工事につきましては、工事のみ、児童たちは第一中、第五中のほうに通っていただくということで、校庭の利用は中学生との共同利用になります。井口委員にご心配いただいております校庭利用、校庭については小・中学生共同利用ということで、仮設校舎もございますので、かなり狭い範囲の中での利用ということになります。これから、小・中学校の時間割の調整等を含めまして、学校としっかり調整をして、なるべく早い段階で広報・周知できるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 ご指摘いただきました点でございますが、まず、学習者用コンピュータを活用した学びの推進について、現在のクロームブックについては、グーグルドキュメント等を含めて、縦書き機能はないというところでございます。ここにつきましては、

現場からもそういう機能を入れるようなクラウドサービス等が入らないかというようなご意見もいただいておりますけれども、先ほど、清水委員からのご質問にもありますとおり、適切かつ効果的な活用のためにどこまでが必要なのかどうか、そこを研究していくことが大事だと思います。メモしたことを清書するために縦書きにする、横のものを縦にするという、そのところは課題かなと認識しておりますけれども、正しい文字を書くということ、そういう部分では、国語教育の大事にしている縦で書くということ、そこは大事だと認識をしております。

また、保護者の方からもいろいろご意見が出ておりますけれども、指針を作成するに当たっては、検討委員会の中で保護者の方の意見も聞いていくことを今後想定をしております。

部活動について、パソコン部へのご意見等をいただいたわけですがけれども、一人1台持っているからこそ、しっかりとその部活動が逆に成り立つのではないかなというふうに思っております。今までパソコン室でやってきたことができなくなるから廃部するという考え方ではなく、今ある学習者用コンピュータ活用した活動をしっかりつくり上げていくというところ、そこを大事にしていきたいなと考えております。

以上です。

○竹内教育長 教育支援課長。

○祐成教育支援課長 事業11の「不登校児童生徒への支援の充実」の設定目標2番ですがけれども、地域を巻き込んでということで、スクールソーシャルワーカーが地域に出て、今活動しております。その中でも、今でも地域の中でこういう支援がしたいというところはアンテナを張って、それぞれのスクールソーシャルワーカー同士で情報共有を行っておりますので、それを今年度も引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 事業14の10円プールにつきまして、現状はまだ廃止になるかどうか確定はしておりません。万が一廃止になった際の金額のところかと思いますが、それにつきましては条例改正等も必要なんです、**「10円プール」**という言葉が、長年引き継がれていることでもありますので、そういったことを念頭に置きながら検討していくことになるかなと思っております。

事業16につきましては、現在、今年度の企画展と特別展につきまして、手持ちにない

ので、後ほどお知らせするという形でよろしいでしょうか。

○竹内教育長 よろしいですか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 それぞれお答えをありがとうございました。

第五小学校や井之頭小学校の改築工事中は中学校に通うことになるので、中学生との共同利用で校庭を使っていくというお話でした。一方、今、一中と五中の仮設校舎が校庭に建ち始めていますけれども、それによる一中、五中の生徒の体育の授業はどのようなかというところもお答えいただけたらありがたいなと思っています。

次は、学習者用コンピュータにつきまして、縦書き機能はないということで、ぜひ、現場の先生方からのお話もあったということでしたので、これについて、ないことを前提とするよりは、メリット・デメリットを検討した上で、一番良い方法を定めていく、そんなような2年目、そして3年目に向かっていただければと感じたところです。

また、事業9のコンピュータ部については、学習者用コンピュータをまさに活用した部活動というお話、これはとてもありがたいなと思いました。その今の言葉をぜひ学校の先生方にもお伝えいただいて、部活を持続できるような、学習者用コンピュータを使ったタイプの部活動として残していただけるようお伝えいただきたいと思います。

以上です。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 第一中学校と第五中学校の校庭の件でございますが、現在、仮設校舎の建設中ございまして、基礎工事をやっているところです。工事に伴いまして、もともとの校庭のほぼ半分のところに仮囲いを設置しております。ですので、中学校の生徒さんは残りの半分のスペースで体育の授業をしていただいている状況でございます。

今後、第五小学校と井之頭小学校が共同利用になってきた場合につきましては、授業の組合せが非常に難しいところではございますが、できる範囲で校庭は利用いただきながら、野球部等々ございますので、広いスペースが必要な場合には市内の公共施設、中央公園ですとか、そういったところを借りられるように、検討を進めているところでございます。

以上です。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 今のお話を伺って、2つ感じたんですけれども、まず一つ、学習者用コンピ

ュータは、今、学校公開とかいろんな形で学校へ行ったときに、かなりどの学級も効果的に使っているんですね。学習者用コンピュータというのは、学習を進めていく上で、これがあるからこんな学習展開ができるという、その有効な利用を探っていくということがすごく大事で、何でもかんでも学習者用コンピュータを使っていくというのは違うだろうなって私は思っているんですね。例えば縦書き入力ということについていえば、武蔵野市以外の他市の導入状況見ても、縦書き入力のないところばかりなんです。みんな横書き入力なんです。でも、そこは横書き入力もできるよという、そういう力はぜひつけさせたいけれども、要するに文字入力ですね。ただ、書くということについては、きちんとした文章を手書きで書くというのは義務教育で大事な部分ですので、そのところのバランスをきちんと取ってやって進めていくことが大事だということをお先ほど申しましたんですね。

もう一つ、五小、井之頭小の引っ越しなんですけれども、お話聞いていてふっと思ったのが、小学生の体育で使ういろいろな器具と中学生が体育で使う器具って規格が違うんですよ。そうすると、それぞれの体育を中学校でやるとなったら、体育倉庫に小学校の分と中学校の分が入ると。だけど今、恐らくそんな余裕全然ないと思うんですね。大したことじゃないかもしれないんだけど、そういう問題も生じるんだということをお認識していただいて、どうするかということをお検討いただくといいのかなと思いました。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋教育長職務代理者 先ほど、井口委員からご質問ありましたコンピュータ部がどうなるかという話ですけれども、私がそれで思ったのは、学習者用コンピュータを使っていると、コンピュータ部でできたようなことが逆に制限があってできないんじゃないかなということが心配事としてあるように感じました。現状どうなっているかということとは存じ上げませんが。

私からの質問は、事業10のところと11のところになります。

設定目標のところの②、情報発信の強化のためのオンライン上での就学相談の申込みや情報提供を図るとありましたけれども、このオンライン上での就学相談というのは、オンライン上でつながってということはお考えなのでしょうか。それとも、情報の提供にとどまるのかということですね。

また、事業11も似たような質問にはなるんですけれども、不登校生徒たちが学校に行

くとスクールソーシャルワーカーがいるという現状があっても、まず、学校に行けないということもあると思うんですね。一番いけないのは、心配するのは、そのお子さんとその家庭が孤立してしまうことではないかと考えています。なので、大切なのは、まずは、学校に行けなくても、つながるということが一つのステップになって、それから学校に行けるというような段階に踏めるというのがいいのかなと。とすると、例えばですけれども、オンライン上でも不登校のお子さんにつながるということのは可能ではないかなと思うんですね。そのあたりも何か新たなアプローチの仕方として検討することはできるんじゃないかなと思います。

○竹内教育長 教育支援課長。

○祐成教育支援課長 まず、事業10の設定目標2番ですけれども、基本的には就学相談申込みだけをオンラインで行うということで、実際の面談とかというのはお会いして、心理士も交えてお話を聞いていくというような流れになります。情報提供に関しても、基本的には、ただ動画等を駆使して、今までは5月の末に就学相談説明会で各特別支援学級などの説明をしていたんですけれども、それを365日24時間、いつでも見られるような状態で、好きな時間に特別支援学級などを知っていただくということで、強化を図っていきたいと考えております。

続きまして、スクールソーシャルワーカーですけれども、委員まさにおっしゃるとおりで、孤立をしない、つながっていくというのはまさにスクールソーシャルワーカーの腕の見せどころですので、学校に来られない方に関しては、どんどんスクールソーシャルワーカーも実際に家に行って、手紙を渡したりとかということも今でも行っております。プラスして、チャレンジルーム、むさしのクレスコーレに関しては、学習者用コンピュータのアカウントをいただいておりますので、チャレンジルームに申し込んだんですけれども、なかなか勇気がなくて来られないとか、クレスコーレへ行きたいんですけども、ちょっと行けないというところは、このオンラインのクラスルーム等で何か、まだ実践をしていないので、これから効果的なところを見つけていかなきゃいけないんですけれども、つながっていけないかというのを考えていきたいと考えております。

以上です。

○竹内教育長 高橋委員、どうぞ。

○高橋教育長職務代理者 ありがとうございます。

就学相談ですけれども、対面でできるのが望ましいというのはもちろんなんですけれ

ども、もう一つのプランとしてオンラインで、この時間だったら対面じゃなくオンラインでも相談受け付けますよというような案があってもいいのかなと感じました。

スクールソーシャルワーカーが直接家に訪ねて子どもと接点を持つことができるという形というのはとてもいいなと思うんですけども、ここも、せっかくオンラインというものができたので、私も学校訪問をしたときに、ふだん不登校のお子さんが、オンライン上であれば学級の中で、始まりの会とかそういうところに参加することができたというお話を聞きまして、直接人と会うのは難しくても、コンピュータを通してですけども、つながりを持つという、きっかけづくりというところになるのかなと思いましたので、ぜひひとつお考えいただければなと思います。ありがとうございました。

○竹内教育長 ほか、よろしいでしょうか。

私からも2点ほど、令和4年度の市の動きとの関係で質問させていただきます。

一つは、新年度は長期計画の調整計画改訂の作業に入りますけれども、調整計画の改訂に当たっては人口推計を取るじゃないですか。そうすると、必ずしも児童・生徒数だけではなくて、進学率とかいろんな要素が関わると思うんですけども、学校改築に関しての予定がそのとおりに進めるかどうか、その確認というのが必要になるんじゃないかなと思うんですけども、それはどこかで読み取れるのか。もう一つは、子ども家庭部の所管している子ども権利条例の関係は、どの程度の内容をどのような感じで検討されているのかというのは、必ずしも教育委員の皆さんにはご案内がないと思うんですね。その関係があって、この主要事業について、どういうふうに関係してくるのか、あるいは、それを受け止めようとしているのか。それについて教えていただけますか。

学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 学校改築の件でございますが、今年度改めて、人口推計をするということですが、学校改築につきましては、令和2年3月に策定いたしました全体計画において、次は令和8年度に改訂を予定するというようにしております。この全体計画については、その人口推計も含めて検討をしているところでございますが、それ以外の、これからの学校改築の全体像を示しているものになりますので、推計値が多少変わった場合でも、この全体計画を人口推計の変化に伴って早い時期に改定することは予定しておりません。各校の改築の際に子どもの増減があれば、それに対応した形で設計は変更していく必要があると考えております。

以上です。

○竹内教育長 教育部長。

○樋爪教育部長 すみません、権利条例の件ですが、大変申し訳ありません。これ、今確認しましたが、事業3に実は人権教育のことが入っておりました。それが、資料の作成の際に抜けてしまいました。大変申し訳ありません、改めて、委員の皆様を展開させていただきたいと思っておりますけれども、その中では一定触れております。

ちょっと指導課長からの補足をお願いします。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 現在、子どもの権利に関する条例の検討委員会、教育部長も委員として参加しておりますけれども、次回、4月に骨子案がまとまるというところでございます。そこからパブリック・コメントを取るというところでございますけれども、権利主体である子どもたちの条例になりますので、子どもたちがこの条例の制定される動きをしっかりと知るべきであることや、また、自分たちを守る、権利を守る条例について何か意見を表明できるとか、そういう機会をしっかりと行っていく。主管課は、子ども家庭部ですが、学校教育としても取組む部分というところで、その理解啓発、またムーブメント、動機づけを起こしていくということで、今回取組を行っております。

次回校長会でも説明をして、もう5月には始まりますので、それに向けて様々な動きを行っていきますし、また、進捗についてはその際、その都度ご報告をさせていただきたいと考えております。

○竹内教育長 教育部長。

○樋爪教育部長 今度、5月の総合教育会議で、子ども家庭部から、現在、権利条例の検討状況については情報提供をさせていただくと思っておりますので、そこでまた教育委員の皆様のご意見をいただけるような形になると思っております。

○竹内教育長 確認しますけれども、5月の総合教育会議の中での議論が、条例の、あるいはその最終の報告の中で、必要に応じて反映できるタイミングだというふうに理解していいですか。

○樋爪教育部長 そのとおりです。5月に市民に対しても骨子案のパブリック・コメントを様々ないただくという局面になりますが、それと同じタイミングになりますので、教育委員の皆様からいただいたご意見というのもその中で、次の段階に進むところで参考にさせていただくことになると思っております。

○竹内教育長 ほか、よろしいでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 今、事業3が抜けているというのは分かったわけですが、これについては、事業3について教えていただいてというか、紙に提出していただいて、あらかじめ学んでおく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 事業3では、学校教育計画の柱として、自己肯定感を高める取組ですとか、今回、多様性を生かす教育ということについても、整理をしていかなければいけないし、そこについても取り組んでまいりたいと考えておりますので、改めてよろしく願いいたします。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。

協議事項1については、今お話があった事業名について確認させていただくという留保はさせていただきたいと思いますが、それ以外の部分につきまして、説明のとおり、令和4年度教育委員会各課の主要事業について、修正する点のご指摘もありましたが、それらを踏まえた上で了承したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、このように進めさせていただきます。

◎報告事項

○竹内教育長 次に、報告事項1、令和4年度武蔵野市教育委員会職員の人事異動に係る専決処分についてです。

この報告事項につきましては、市全体の人事異動の一環として、3月24日に内示があったものですが、教育委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

説明をお願いします。教育部長。

○樋爪教育部長 報告事項1、令和4年度武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分についてでございます。

人事の決定につきましては教育委員会の権限となっておりますが、例年どおり市長部局で、市全体の調整の中で、事務局職員も含めまして、お手元の資料にありますとおり、人事異動の内示を行ったものでございます。発令は4月1日となっております。この間、

教育委員会を開催してお諮りをする時間がなかったことから、教育長の専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 この報告事項につきましては、専決処分の報告でございますので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものいたします。

次に、報告事項2、令和4年度武蔵野市立学校教職員の人事異動に係る専決処分についてです。

この報告事項につきましては、市立学校教職員の定例の人事異動でございますが、教育委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長による専決処分とさせていただきます。

説明をお願いします。指導課長。

○村松指導課長 それでは、令和4年度武蔵野市立学校教職員の人事異動に係る専決処分について報告します。

本日追加配付いたしました「令和4年度 教職員定期異動状況」をご覧ください。

まず、退職者につきましては、資料の「1 退職者」にあるとおり、校長、副校長、他の教員、学校事務を合わせて、市全体で20名でございます。

続いて、市外転出者につきましては、資料の「2 市外転出者」にあるとおり、市全体で43名となります。

退職者及び市外転出者を合わせますと63名となります。

続いて、市内転入者につきましては、校長11名、副校長6名、主幹教諭12名、主任教諭35名、教諭25名、主任養護教諭2名、養護教諭1名、学校事務3名で、市全体では95名となります。ただし、この中の41名は市内転や主幹教諭の自校昇任、新規の再任用です。実際に市内に転入された教職員は54名となります。

さらに、新規採用者は、小学校8名、中学校3名、計11名おります。この中には昨年度の期限付任用教員から正規採用教員となった方が1名含まれますので、実質の新規採用者は10名でございます。

なお、資料は4月1日現在ですが、4月6日付で2名、期限付任用教員等を採用する予定ですので、実質、新規採用者は12名になる予定でございます。

市内転入者及び新規採用者を合わせますと64名となります。

なお、異動対象者の氏名等につきましては、事前にお配りしております令和4年度市立小・中学校教職員異動一覧をご覧ください。

説明は以上でございます。

○**竹内教育長** この報告事項につきましては、専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項3、武蔵野市社会教育委員の委嘱に係る専決処分についてです。

この報告事項につきましては、武蔵野市社会教育委員の任期満了に伴うものでございますが、教育委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○**長坂生涯学習スポーツ課長** 報告事項の3、武蔵野市社会教育委員の委嘱に係る専決処分についてご報告いたします。

令和4年4月1日から新たな任期を迎えるに当たりまして、資料の10名の方を専決処分にて任命いたしました。新たに4名の方々が委嘱をされました。前期につきましては12名の体制で行っておりましたが、市立小・中学校長会からの選出が後日となるため、今回は10名でのご報告となっております。

なお、定数は12名でございます。最終的には12名の体制で社会教育委員をお願いしたいと思っております。小・中校長先生につきましては、また任命し次第ご報告を差し上げたいと思っております。

報告は以上です。

○**竹内教育長** この報告事項につきましては、専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○**渡邊委員** 今回、割と新任の方が多く感じがあります。何かその辺の理由というのはございますでしょうか。

○**竹内教育長** 生涯学習スポーツ課長。

○**長坂生涯学習スポーツ課長** 前期までで3期連続でやられていた方が3名いらっしゃい

ましたので、内規で6年までとなっているため、その方々が3名ということで、残りの1名の方は新たに武蔵野大学からお願いしまして、新任としてお受けいただいたというところでございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○竹内教育長 よろしいですか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項4、武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分についてです。

この報告事項につきましては、武蔵野市スポーツ推進委員の任期満了に伴うものでございますが、教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

説明をお願いします。スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 報告事項の4でございます。武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分について、ご報告いたします。

令和4年4月1日から新たな任期を迎えるに当たりまして、31名の方を専決処分で任命をいたしましたので、ご報告いたします。新たに12名の方を、再任の方は19名で、スポーツ推進委員として任命いたしました。横型の表、右端の変更内容等の欄に記載がある12名の方が新規で任命された委員になります。

規則では定数32名、前期につきましては26名でございましたが、今期につきましては31名の体制で実施いたします。また、各学校区2名以上の体制を組むことができました。

報告は以上でございます。

○竹内教育長 この報告事項につきましては、専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 大野田小学校の地区では、1名から2名にさせていただいて、ありがとうございます。

4人いらっしゃるのところと、それから2名だけのところとございますけれども、なるべく、採用できるのでしたら人数を増やさせていただいて、お手伝いいただけるといいと思いますので、今後も検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項5、武蔵野市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処分についてです。

この報告事項につきましては、武蔵野市図書館協議会委員の委嘱に伴うものでございますが、教育委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

また、報告事項13、武蔵野市図書館条例施行規則の一部改正に係る専決処分についてから報告事項15、武蔵野市図書館運営委員会設置要綱及び武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱の廃止についてまで、これら報告事項も図書館協議会設置に関するもので、密接に関連するため、一括して報告を求めたいと思います。これら報告事項を一括して取り扱うことについて、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 本日、図書館長が欠席のため、教育企画課長が代わってご説明をさせていただきます。

まず、今回の報告事項は、武蔵野市図書館条例について、図書館協議会設置に伴う改正が3月の市議会で可決されたことを受けてのものでございます。

まず、1点目の報告事項5、武蔵野市図書館協議会委員名簿についてということで、こちらの名簿のとおり、10名中8名は第10期の図書館運営委員会の委員を担っていただいた方に引き続き協議会の委員としてお願いしておるものです。また、新たに2名の方を加えて、合計で10名で協議会をスタートいたします。4月28日に第1回の協議会を予定しております。

続きまして、報告事項の13、図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。こちらについては、この規定第15条、第16条、第17条につきまして、図書館協議会に関する規定を新たに追加したものでございます。

続きまして、報告事項の14、図書館事務員等取扱要綱の一部を改正する要綱についてでございます。こちらにつきましても、図書館条例に図書館協議会に関する情報を追加したことに伴い、この要綱の様式の一部、別表を一部改正したものでございます。

続きまして、報告事項(15)についてでございます。こちらの要綱につきましては、図書館協議会の設置に伴い、図書館運営委員会及び選書部会の設置要綱を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 この報告事項につきましては、専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これら報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項6、武蔵野市教育委員会部課に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分についてです。

この報告は、組織及び職の変更に伴うもので、報告事項7、武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令に係る専決処分について、報告事項8、武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令に係る専決処分についてと密接に関連するため、一括して報告を求めたいと思います。これら報告事項を一括して取り扱うことについて、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、一括して取り扱うことといたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 それではまず、報告事項(6)武蔵野市教育委員会部課に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明します。

こちらについては、今年度からスポーツ推進計画の開始に伴い、生涯学習スポーツ課の事務分掌の文言も修正をいたしました。「スポーツ振興に関すること」から「スポーツの推進に関すること」に変更したものでございます。

続きまして、報告事項の(7)武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令についてでございます。こちらにつきましても、「スポーツ振興係」を「スポーツの推進係」に改正するものでございます。あわせて、裏面につきまして、2点、「公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団に関すること」を生涯学習スポーツ課の所管にしておりましたが、生涯学習振興事業団と文化事業団がこの4月で統合合併したことにより、生涯学習スポーツ課の所管から外したものでございます。

続きまして、報告事項の(8)につきましては、第4条につきましては例規の総点検により、こちら、「図書館の事務に関する」という文言を削除いたしました。また、第5条につきましては、スポーツ推進担当課長の職の設置に伴い改正をしたものでございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

私から。

今の報告事項の（７）の裏面のことでご説明があったんですが、生涯学習振興事業団と文化事業団の統合については承知しているんですけども、生涯学習スポーツ課も統合後は引き続き、市の指定管理業務はそれぞれの事業、スポーツ施設であるとか、武蔵野プレイス、吉祥寺図書館については所管されるわけですよ。その上で、この旧規定の（７）、７号を取るというのは、今のご説明からだストレートに理解できなかったんですけども、その関連について、ちょっとご説明をお願いできますか。

教育部長。

○樋爪教育部長 今のご質問ですけれども、全庁的に武蔵野市の財政援助出資団体の所管、直接団体を所管する部署というのが、この処務規程の中に事務分掌として記載されることとなります。ですので、今回、合併することによりまして、新しい団体の所管が市民活動推進課という形で決まっておりますので、その関係で、こちらについては文言が除かれるという形になります。指定管理業務については教育部が引き続き所管してまいります。

○竹内教育長 分かりました。今のご説明で、指定管理業務についての所管はそれぞれの従来の所管が行って、財政援助出資団体としての指導監督については１か所にする、それで市長部局のほうで担当するというご理解でよろしいですね。

○樋爪教育部長 そういう整理でございます。

○竹内教育長 はい、分かりました。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項６から８につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項９、市立小学校及び中学校水泳指導補助員配置要綱の制定についてです。

説明をお願いします。指導課長。

○村松指導課長 それでは、武蔵野市立小学校及び中学校水泳指導補助員配置要綱の制定について報告します。

資料をご覧ください。

水泳指導補助員は、各校の水泳指導において、教員のほかに、資料の第2条に示しました内容について従事する人員でございます。これまでも水泳指導補助員の事業は行っておりましたが、会計年度任用職員として各校で直接採用する際の水泳指導補助員の要綱が定められていなかったため、このたび整備いたしました。

報告は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 水泳指導補助員は、非常によくやってくれるんですね、仕事をね。各校、本当に助かっている事業なんですよ。

第2条に水泳指導補助員の業務について、書かれているんですけども、水泳指導って本当に一歩間違えると命に関わるような事故は起きかねない、そういう学習ですね。ですから、安全に関しては本当に細心の注意を行う。安全についての注意は教員が最終的に責任を負うわけですから、きちんと見届けるといふこと、これが原則だと思います。ですから、例えばこの(2)に「プール内外の安全衛生の確認」と書いてある。これは、指導員、補助員がやるのはいいんですけども、最終的には教員だといふような、そういうことの確認はぜひお願いしたいなと思います。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 委員ご指摘のとおりだといふふうに考えております。

基本的に、水泳指導前の学校のプール内外の安全衛生の確認、何か物が落ちていないかとか、プール周りについては、けがをしないよう確認を行いますけれども、最終的には指導する教員が確認をするといふところが原則でございますので、その確認の一つを担うといふところといふことで位置づけております。

以上です。

○竹内教育長 よろしいですか。

よろしいでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 すると、これまでは学校単位で、校長並びに副校長が決めて補助員の方をお願いしていた、そういう形ですかね。それが、今度は教育委員会のところにも名簿が出てくるようになるのですか。そうすると、この会議でそういう承認をするといふことが行われるといふことですか。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 これまでも学校が任用する水泳指導補助員については、学校が探してきて、補助員としてということで手続等取って、基本的に報酬払いをしていたのです。また、水泳補助員につきましては、ホームページや様々な機会を通じて名簿登載もしていただいて、学校で見つけられない場合については指導課からご紹介して任用していたというところもございます。

ただ、それも含めて、会計年度任用職員制度になりまして、いろいろと整理をしたときに、この補助員の要綱がなかったということがありましたので、今回しっかりと整備をして、身分もしっかり保障していくということ、内容等も保障していくというところでございます。この要綱設置したことで、任用方法が変わるとか、そういうことは特に変更はございません。

○渡邊委員 はい、分かりました。

○竹内教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項10、武蔵野市就学援助費支給要綱の一部改正についてです。

この報告は、就学援助制度に関するもので、次の報告事項11、特別支援教育就学奨励費補助事業実施要領の一部改正についてと同種のものであるため、一括して報告を求めたいと思います。これらの報告事項を一括して取り扱うことについて、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、一括して取り扱うことといたします。

説明をお願いします。教育支援課長。

○祐成教育支援課長 それでは、報告事項10と11について、一括して説明いたします。

まず、10の就学援助費支給要綱の改正については、今回、卒業記念費について東京都から、生活保護の受給世帯について生活保護費から支給するという見解示されたことによって、改正を行うものです。また、様式については、監査委員からの指摘を受けて、実態に合わせたものに変更いたしております。

続きまして、特別支援教育就学奨励費の要領の改正については、事務の実態に合わせて改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項10及び11につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項12、武蔵野市通級判定委員会設置要綱の一部改正についてです。

説明をお願いします。教育相談支援担当課長。

○勝又教育相談支援担当課長 それでは、武蔵野市通級判定委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

改正につきましては、通級指導の次年度継続手続を定めたことによる条の追加と様式の追加でございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

素朴な質問してよろしいでしょうか。今まで、なぜ通級指導について次年度継続手続というのは規定されていなかったのでしょうか。

教育支援課長。

○祐成教育支援課長 今まで、これは、実は東京都のガイドラインが変わったことが一番大きな要因でございます。東京都のガイドラインが変わったことによって、通級、特別支援教室ですけれども、原則1年間というのは期間が設けられました。それで、そこに当たって、必ず1年ごとに結果なりを振り返って、もし必要であれば、その後継続の手続をする必要があるということが変更になりましたので、それについて次年度継続手続をこちらでも整備したというような内容でございます。今までも、もちろん武蔵野市としては年度ごとに振り返りは行っておりましたので、振り返りを行いつつ、それを、来年支援が必要な方には支援を行っていくために、このような手続を定めたところでございます。

○竹内教育長 そういう確認のための手続を規定するということで、実質は、通級指導が必要なお子さんは、次年度においても指導が受けられるという理解でよろしいですね。

教育支援課長。

○祐成教育支援課長 そのとおりでございます。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項16、第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画・基本設計等業務委託

に関する公募型プロポーザルの実施についてです。

説明をお願いします。学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 それでは、報告事項16、第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画・基本設計等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、ご報告させていただきます。

今年度より、第一中学校、第五中学校に引き続き、第五小学校、井之頭小学校の改築事業に着手いたします。第一中学校及び第五中学校の基本計画及び基本設計で検討しました学校改築のコンセプトを踏まえるとともに、改築懇談会等で市民や学校関係者の意見も取りまとめながら、第五小学校、井之頭小学校の特徴を生かした改築の基本計画の策定、基本設計等の業務を委託する設計者を募集いたします。柔軟かつ高度な発想力や設計能力を有し、かつ、2校を同時に設計できる組織力を有する設計者を選定するため、公募型のプロポーザルを実施いたします。

主な業務内容につきましては、令和4年度、令和5年度、それぞれ記載のとおりでございます。

選定方法でございますが、学校関係者、行政で構成いたします設計者選定委員会において、書類審査による1次審査、書類審査及びプレゼンテーションヒアリングによる2次審査を行い、第1優先交渉権者及び第2優先交渉権者を選定いたします。

裏面をご覧ください。

1次審査、2次審査の選定概要につきましては、記載のとおりでございます。

スケジュールでございますが、3月24日に実施要項等の公表をさせていただいております。今後、5月に1次審査、6月に2次審査を行い、7月中の契約締結を目指しております。

今後の進捗につきましては、適宜ご報告をさせていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 そもそもという部分で知りたいんですけれども、この2校を同時に設計できる、そういう組織力を有する設計者を選定するということなんですけれども、2校を同時にやる、業務委託をしていくメリットとデメリットってどうなんでしょう。1校ずつばらばらにしない理由というか、その辺はどういうところなんだろうかと。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 2校同時に設計者に設計をしてもらうというメリット・デメリットでございますが、まず、メリットといたしましては、第一中、第五中もそうだったんですが、同じ設計者でやることによって、基本的に公立学校でございますので、共通化する部分、標準化する部分というのはしっかりと我々のほうでコントロールができるということが一つございます。それと、標準化とはいえ、それぞれ学校というのは地域性がございますので、地域の特徴を生かした設計というのも必要になりますので、一定の組織力、力のある設計者に請け負っていただくことが重要であると思っております。

デメリットは、我々としては、2校同時に進めることによるマイナスの要因は無いと考えております。

以上でございます。

○竹内教育長 よろしいですか。

○井口委員 はい。

○竹内教育長 教育部長。

○樋爪教育部長 メリットを今、課長から申し上げたとおりなんですけれども、もう一つ、内部的にも今限られた人数で事業も行っている中で、2者同時に選定をして、また決まった後、契約するまでまた様々な契約協議というのはございます。そういったところも含めて、進捗管理する上でも2者同時にやるとなかなか負担が大きい部分がありますので、それも含めてのことです。

○井口委員 はい、分かりました。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項17、武蔵野地域自由大学称号記授与式についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 報告事項17、武蔵野地域自由大学称号記授与式について、ご報告いたします。

3月25日に、座長大学である東京女子大学にて称号記授与式を執り行いました。

第1部では称号記授与式、第2分では懇談会を実施いたしました。昨年度に引き続き、コロナ感染症対策として、懇談会では全て飲食を伴わない形、全体として時間を短縮する形を取って実施いたしました。

令和3年度の対象者は全体で32名、参加者は11名でした。例年対象者は50名から80名というところで、コロナの影響で対象者は少なくなっております。

各称号記の代表の方にご感想をいただきました。お一人の方は、退職して地域に戻ったことがきっかけで自由大学に参加したが、これまで知らなかったことを知るきっかけとなったですとか、いきいきセミナーに参加して、それから10年で博士を取ることができた、これからも学び続けたいなどというご感想がありました。

ご報告は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 この自由大学、非常にいい進め方でされていると思います。

令和2年度は、人数が随分減ったということですが、令和3年度で随分回復してきたと思います。さらに令和4年度には、元のようになるといいと思います。

成蹊大学でも4月から対面授業になるということで、今まで2年間オンラインなので、参加しにくかったところはあるかもしれませんが、また元に戻るのかなと期待しております。

どうもお疲れさまでした。

○竹内教育長 ちょっと質問してよろしいですか。

称号記授与式の時、話があったと記憶しているんですけども、結構幅広い年代の方に受講していただいて、個人情報には触れないと思うんですけども、一番最年少の方と最高齢の方って、どのぐらいの範囲の方がこれを受講されているのでしょうか。もし分かったら教えてください。

生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 最年少の方が21歳、最高齢が100歳と聞いております。

○竹内教育長 はい、分かりました。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○竹内教育長 次に、その他です。その他として何かございますか。

○牛込教育企画課長 特にございません。

◎閉会の辞

○竹内教育長 それでは、これもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は令和4年5月11日水曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後 3時16分閉会